

文教大学学園在学者等災害見舞金規程

(目的)

第1条 学校法人文教大学学園の在学者(園児・児童・生徒・学生・院生)およびその保護者が災害により被害を被ったとき、見舞金を支給する。

(適用)

第2条 本規程は、自然災害およびその他予測し難い不慮の事故(盗難を除く。)によって被害を受けた場合に適用する。

(申請)

第3条 被災者は、前条に規定する災害を被ったとき、速やかに所属の学校事務局(教育支援課等)に届け出(口頭も可)を行う。

2 被災者は、届け出を行ったのち、1ヶ月以内に市区町村長、警察署長または消防署長のいずれかの発行する罹災証明書またはそれに準ずる書類を添えて、所属の学校事務局(教育支援課等)に提出する。

(見舞金)

第4条 見舞金の額は別表の通りとし、支給額はその災害の程度による。

(見舞金の決定)

第5条 見舞金支給の決定は、所属の学校事務局から報告を得て、法人事務局長が審査し決定する。

(規程の改廃)

第6条 本規定の改廃は、理事会の議による。

附 則 この規程は、平成7年2月15日から施行する。

別表(第4条関係)

災 害 見 舞 金	第 1 種	50,000 円
	第 2 種	30,000 円
	第 3 種	20,000 円

1 災害見舞金の種別は、前例を参考にその都度決定する。

2 災害見舞金は、所属の学校事務局(教育支援課等)から本人に直接支給する。

文教大学学園在学者等災害見舞金規程（取扱い）

（目的）

第1条 学校法人文教大学学園の在学者（園児・児童・生徒・学生・院生）およびその保護者が災害により被害を被ったとき、見舞金を支給する。

（適用）

第2条 本規程は、自然災害およびその他予測し難い不慮の事故（盗難を除く。）によって被害を受けた場合に適用する。ただし、関東直下型の地震による災害を除く。

2 兄弟姉妹などで学園に在学する場合は、1家族につき支給する。

（申請）

第3条 被災者は、前条に規定する災害を被ったとき、速やかに所属の学校事務局（教育支援課等）に届け出（口頭も可）を行う。

2 被災者は、届け出を行ったのち、1ヶ月以内に市区町村長、警察署長または消防署長のいずれかの発行する罹災証明書またはそれに準ずる書類を添えて、所属の学校事務局（教育支援課等）に提出する。

（見舞金）

第4条 見舞金の額は別表の通りとし、支給額はその災害の程度による。

（見舞金の決定）

第5条 見舞金支給の決定は、所属の学校事務局から報告を得て、法人事務局長が審査し決定する。

（規程の改廃）

第6条 本規定の改廃は、理事会の議による。

附 則 この規程は、平成7年2月15日から施行する。

別表（第4条関係）

災 害 見 舞 金	第 1 種	50,000 円	災害で家屋の全半焼又は全半壊の場合
	第 2 種	30,000 円	その他の災害もしくは不慮の事故の場合
	第 3 種	20,000 円	その他

1 災害見舞金の種別は、前例を参考にその都度決定する。

2 災害見舞金は、所属の学校事務局（教育支援課等）から本人に直接支給する。